

「華嚴玄義章等雜義」と凝然

——「華嚴七科章義瓊記」の断簡について——

小林 實 玄

「華嚴玄義章等雜義」とは一般に「華嚴明法品内立三寶章」(「華嚴三寶章」)又は「華嚴雜章門」と呼ばれている法蔵撰述の書であるが、この題号について法蔵自身が記しているところは、「華嚴玄義章」と「華嚴玄義章等雜義」の二つである。その「玄義章」とは彼の「華嚴経伝記」に記されている題号であり、現在の「華嚴三寶章」又は「華嚴雜章門」中の終りの一章である「玄義章」を指すものである。また、「玄義章等雜義」とは、彼の書簡である「寄海東書」にみられるものであつて、これは「玄義章」にいくつかの章を加えたものであり、この「玄義章等雜義」がのちに「華嚴三寶章」又は「華嚴雜章門」と称される様になつたものである。

本章の著述の年代について考えれば、「華嚴伝」の撰述が一応まとまつたのを永隆元年(六八〇)法蔵の三十八歳の時とすれば、その頃「玄義章」がすでに書かれていたのであり、「玄義章等雜義」については、「寄海東書」の送られた年を

遅くとも六九七年頃とすればそれは彼の五十五歳の頃までに書かれていたと考えられる。ところでこの「玄義章等雜義」の七章の第一が所謂「三寶章」であるが、この「三寶章」の成立については撰号にある「魏国西寺」からして垂拱三年から天授二年(六八七—六九一)の間の撰述と推定されているが、これは法蔵の四十五歳から四十九歳の間である。「探玄記」には「三寶章」を指示しているが、その著述は文明年中(六八四)四十二歳以後のことであることから、この「三寶章」は「探玄記」と並行して書かれたものであらう。

次に、現形の「華嚴三寶章」・「華嚴雜章門」は七章から成つてゐる。それらの題号がどの様な事情でつけられたを明らかにすることは困難であるが、その集められた七章について、法蔵は「玄義章」を根本とする立場から「玄義章等雜義」とよんでいるのであり、のちに、その初の章の名をもつて全部の書名とするものが「華嚴三寶章」と呼ばれたと推定

される。又、七章の中どの章にも重点をおかないものが「華嚴雜章門」と呼ばれたのであらうと考えられる。

また、我が国の「奈良朝現在一切經疏目錄」には、天平二十年（七四八）に「三宝章」と「華嚴玄義章」とが記載されているが、これによればこれらの二章がそれぞれ独立した形で存在したことが知られる。なお、その三年後の天平勝宝三年（七五一）には同じ「華嚴玄義章」とともに「雜章門」であらうと推定されている。「華嚴章」の名がみえている。

ところが、更に、この「玄義章等雜義」はまた「華嚴七科章」と呼ばれているのである。それは本章が三宝章・流轉章・法界緣起章・円音章・法身章・十世章・玄義章の七章から成つている所から名づけられたものであるが、これは凝然の「華嚴宗經論章疏目錄」にはじめて知られる名であり、彼はこれに註釈して「華嚴七科章義瓊記」を著しているのである。

ところで、この法蔵の「玄義章等雜義」の七章はそれぞれが独立した章であつて全体として組織されているものではなく、一一が別個の問題を論じている章を集めたものである。この七章の中で組織的に述べている章としては「玄義章」と「三宝章」と更に「流轉章」とをあげることが出来るだらう。

この「玄義章等雜義」即ち「七科章」に対する凝然の「七

科章義瓊記」は三卷であると伝えられているが、現存するものとしては、京都国立博物館所蔵の一本のみであり、それも第三卷の一部である。この現存の部分は「流轉章」の註釈から始つていてこの章をほぼ説き終つてはいるが、その巻尾を欠く断簡であるため、彼が「義瓊記」を著した事情や年代は全く知ることが出来ない。

「玄義章等雜義」の各章が夫々独立した一章であり、「義瓊記」が「流轉章」の部分しか現存しないので、いまはまず、法蔵の「流轉章」をみることにする。

その「流轉」とは、所謂「生滅」であり、
於二有為流轉法上義二分為一。謂前念滅後念生。

と、その論じようとする問題を示しているが、これが

一、違順・二断常・三一異・四有無・五生滅・六前後・七時世・八因果・九真妄・十成観

の十義において説かれるのである。違順の義を明す第一において、その総説するところをみれば、「生・滅」について、

一、相違義。以背滅為生、生尽為滅。

二、順義。以前念若不滅後念不生。要由滅前念後念方生。

是故相順方成生滅。

三、此二亦違亦順方得生滅。由前二義不相離故。……。

四、非違非順方得生滅。由前二義相形奪故。以無二為一。

離二相故。違順相泯故。

の四句分別をもつて説いている。この論述の中では、殊に相順の義において五つの問答を設けて述べているのであるが、その要点は、

滅有二種。一断滅、二刹那滅。

と云う、その刹那滅に関して、

刹那有二位。一約能依軀識鹿故……二約所依本識細故……。

とアラヤ識説において説いているのであり、しかも、この刹那滅が真に成立するのは、

問。此微細滅既不自住。何能有力而生後念。

答。以依真如來藏故、令此生滅得生滅也。

等と如来蔵の立場であることを論じているのである。この論説は、法蔵としては勿論、五教の分開において、如来蔵を主とする解釈に従つて明らかにしているものである。

次で、以下断常等の諸義においてそれぞれ論ずるのであるがここでは省略する。ただ最後の成観にはこの「流転章」を説く法蔵の意図があらわれていると考えられるのである。この章は、一撰妄念。二撰念成観。の二に分け、

識妄念者既思惟此流転之法。細剋其実、唯是一念至無念处。

……。

撰念成観。……

(解) 一、始謂解知。如前所説諸義、令心決定。

「華嚴玄義章等雜義」と凝然(小林)

二、終謂知。此解是解非行。亦解知正行不如所解、是故方堪為行方便。

(行) 一、始謂思惟彼法至無念处、諸見皆絶絶亦絶。言説不及念处不到……。

二、終謂以一念智照無相境。亦非照非境、亦無觀無不觀……。

と説いている。この論説は直ちに「法界觀門」の真空觀と関連するものであると知られるであろう。ここでは「念」に関する觀行の立場を明らかにしているのである。しかもこの実践の觀行を論ずるところに、法蔵の「流転章」の意図があると考えられるのである。

次に、凝然の「義瓊記」は、この「流転章」を註釈するについで、如来蔵を立場とする法蔵の解釈に従つては当然であるが、しかも、そのアラヤ識説における前念滅後念生の刹那滅の問題を主として、本章を註釈する態度をとつていると考えられる。即ち、註釈の最初において、

言流転者、……、皆是有為無常相貌簡異無為常住不變故、名有為流転法。流転有二。龜細異故。……、其細流転念念生滅、前滅後生、刹那刹那無有休息。今章所明是細流転。

等と述べているが、これをさき示した法蔵の本文と対照すれば、刹那滅に関する問題は法蔵も重要な論点として説いている所ではあるが、凝然はそれを根本問題として、その總説

のところにおいて、すでに剎那滅の本文のアヤヤ識説をもつて説きはじめていると理解されるのである。更に「義瓊記」においては断常以下の余の九義の註釈はあまりにも簡略であり、これも亦右の凝然の立場と関連をもつものであるかと考えられるのである。

凝然の華嚴宗章疏の註釈には一般に法相唯識教義に関して詳説すると云う特色があるが、いま、「流転章」においてはむしろその問題について論究するところを註釈しているのではないかとも考えられるのである。

この点に関しては、彼は他に「花嚴別教一乗の宗義を顕揚せんがため」に「華嚴二種生死」義三十巻を撰述していることが注意されるが、この問題については別に考えることにしたい。

- 1 正蔵四五巻・六一三。法蔵撰「華嚴玄義章」に就いて「遠藤孝次郎氏(印度学仏教学研究第十二巻第一号)参照。
- 2 正蔵五一巻一七二。
- 3 円宗文類巻二二、仁統一・二・八・五、四二二。
- 4 拙稿「法蔵の一乗教義の論成について」(竜大論集四百号)参照。
- 5 「華嚴三宝章の研究」古田紹欽氏(仏教研究二の三)。
- 6 「探玄記」の撰号にも同じく「魏国西寺」とあり、又、「探玄記」明法品第十四(正蔵三五巻・二一一・下)にも「此の中に三宝章あり、別に説けるが如し」とあることによつてこのこと

は知られるが、この三宝章は恐らく単独で別行したものである。(前掲「華嚴三宝章の研究」参照)。

7 この様に、初の章の名をもつて全体の題号とする様な例として、たとえば、法蔵に関しては、「華嚴三昧章」が「華嚴発菩提心章」と呼ばれているのをあげることが出来る。

8 「華嚴雜章門」と呼ばれている初めは「教蔵総録」(義天録・一〇九〇年)であらう。

9 「華嚴宗章疏並因明録」(九一四年)の円超の記録ではまだ「玄義章」一巻とある。又、凝然の「華嚴宗章疏目錄」に「三宝別行記」の書名がみられ、それは日本不伝或いは散逸の書とされているが、これは恐らく「三宝章」の単独本を指しているものであらう。

10 正蔵四五巻六一七・下と六一八上。

11 この論述については「五教章」の所詮差別の中の所依心識の一段で、生滅一分のアヤヤ識と真妄俱分のアヤヤ識如来蔵を論ずる所と関係があることを指摘することが出来るだらう。

12 正蔵四五巻・六一九・中・下。

13 「凝然大德事蹟梗概」新藤晋海氏編、六頁。

* なおこの断簡について、この第二流転章は第三巻のはじめから始つているが、果して七章全部が註釈されているものであるが、或は第一巻・第二巻は三宝章のみの註釈であつたのか、等々三巻本であるとすれば、これらの疑問が残る。